# 精神障害者保健福祉手帳制度実施要領

### 第1 目的

精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」という。)は、一定の精神障害の状態にあることを認定して交付することにより、手帳の交付を受けた者に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

これは、これまで身体障害者については身体障害者手帳が、知的障害者については療育手帳があり、様々な福祉的な配慮が行われていることにかんがみ、障害者基本法が成立して精神障害者が障害者として明確に位置付けられたことを契機に、精神保健法を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)」に改め、同法第45条により、手帳制度を創設することとしたものである。

### 第2 手帳の交付手続き

- 1 交付申請
  - (1) 精神障害者(知的障害者を除く。以下同じ。)は、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地とする。以下同じ。)の都道府県知事に、精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。(法第45条第1項)
  - (2) 手帳の交付申請は、別紙様式1による申請書に、次の①又は②の書類及び③の書類を添えて、申請者の居住地を管轄する市町村長を経て、都道府県知事(指定都市においては指定都市の長。以下同じ。)に提出することにより行う。(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(以下「令」という。)第5条の3)
    - ① 精神保健指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師の診断書(別紙様式2。精神障害に係る初診日から6か月を経過した日以後におけるものに限る。)
    - ② 精神障害を支給事由とする次のアないしコのいずれかの年金給付を現に受けていることを証する書類の写し
      - ア 国民年金法による障害基礎年金及び国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。)による改正前 の国民年金法による障害年金
      - イ 厚生年金保険法による障害厚生年金及び昭和 60 年改正法による改正前の 厚生年金保険法による障害年金
      - ウ 昭和60年改正法による改正前の船員保険法による障害年金
      - エ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。) 附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの

- オ 平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による障害共済年金
- カ 平成 24 年一元化法附則第 60 条第 5 項に規定する改正前地共済法による職 域加算額のうち障害を給付事由とするもの及び平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの
- キ 平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金
- ク 平成 24 年一元化法附則第 78 条第 3 項に規定する改正前私学共済法による 年金である給付のうち障害を給付事由とするもの及び平成 24 年一元化法附 則第 79 条に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの
- ケ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成 13 年法律第 101 号。以下「平成 13 年統合法」という。) 附則第 16 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第 2 条第 1 項第 1 号に規定する廃止前農林共済法による障害共済年金及び平成 13 年統合法附則第 16 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第 2 条第 1 項第 5 号に規定する旧制度農林共済法による障害年金並びに平成 13 年統合法附則第 25 条第 4 項第 11 号に規定する特例障害農林年金
- コ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害 給付金
- ③ 精神障害者の写真(申請前1年以内に上半身脱帽で撮影されたもの。)
- (3) (2)①の診断書を記載する医師は、原則として精神保健指定医又は精神科医とするが、てんかんの患者について内科医が主治医となっている場合のように、精神科以外の医師であっても、精神障害の診断又は治療に従事していると言える医師は含まれる。
- (4) (2)②の「精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていることを証する書類の写し」は、次のア又はイの書類の写しとする。
  - ア 年金証書(年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。)及び直近の年金振込通知書又は年金支払通知書
  - イ 特別障害給付金受給資格者証(特別障害者給付金支給決定通知書)及び直近の国庫金振込通知書(国庫金送金通知書)
- (5) 手帳の交付申請は、精神障害者本人が行うものとするが、家族、医療機関職員等が手帳の申請手続の代行をすることは差し支えない。

# 2 障害等級

- (1) 手帳には、障害等級を記載するものとする。障害等級は、障害の程度に応じて 重度のものから 1 級、 2 級及び 3 級とし、各級の障害の状態は、それぞれ次に定 めるとおりである。(令第 6 条)
  - 1級 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
  - 2級 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加える ことを必要とする程度のもの
  - 3級 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社 会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(2) 障害等級の判定に当たっては、精神疾患(機能障害)の状態とそれに伴う生活能力障害の状態の両面から総合的に判定を行うものとし、その基準については、別に通知するところによる。

## 3 審査及び判定

- (1) 都道府県知事は、1の申請に基づいて審査し、申請者が2(1)の障害等級で定める精神障害の状態にあると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならない。(法第45条第2項)
- (2) 都道府県知事は、医師の診断書による申請については、手帳の交付の可否及び障害等級の判定(以下「判定」という。)を、当該都道府県(指定都市においては、当該指定都市。以下同じ。)に置かれている精神保健福祉センターに行わせるものとする。(法第6条第2項)

なお、判定を行う者及びその方法については、都道府県の判断によるものとするが、判定を行う者については、原則として、精神保健指定医を含めるものとする。また、通院公費負担医療の判定と併せて行うなどの方法によることも差し支えない。

(3) 年金証書等の写しによる申請については、精神保健福祉センターにおける判定を要しない。

この場合、年金における障害等級が1級であれば手帳における障害等級も1級、 2級であれば2級、3級であれば3級であるものとして判定を行う。

判定を行うに当たっては、必要に応じ、申請者から同意書の提出を求め、年金事務所又は共済組合に精神障害の状態について該当する等級を照会する。

なお、年金給付を受けている者であっても、医師の診断書による申請によって 手帳の交付を受けることができるものとする。

- (4) 都道府県知事は、市町村長が申請書を受理したときは、交付の可否の決定を、申請書を受理した日から概ね1か月以内に行うことが望ましい。
- (5) 都道府県知事は、手帳を交付しない旨の決定をしたときは、速やかにその旨を申請者に通知しなければならない。(法第45条第3項) 通知の様式は、別紙様式3とし、居住地の市町村長を経由して通知する。

### 4 手帳の様式及び記載事項

- (1) 手帳の様式は、別紙様式4の例によるものとする。ただし、手帳の交付を受ける者が別紙様式5の例による交付を希望する場合には、別紙様式5の例によるものとすることができる。
- (2) 別紙様式5の例により手帳を交付する場合において、都道府県知事は、次に掲げる事項を遵守するものとする。
  - ア プラスチックその他の材料を用い、厚さは0.7ミリメートル程度とし、使 用に耐えうるものとすること。
  - イ 潜像、特殊形状スクリーン、パールインキ等の偽造防止対策を施すこと。
  - ウ 備考欄はサインパネル加工とし、必要な事項を記載できるようにすること。
  - エ 縁に切り欠きを入れる、又は、券面に点字シールを貼る等の視覚障害者が判別しやすいような加工等を施すこと。

- オ 写真は申請時に添付されたものを、スキャン等によりデータとして取り込んだ上で券面に印刷すること。
- カ 券面に図柄等を入れる場合は、記載事項が判別可能な範囲に留めること。
- キ 事前に、手帳の材質、偽造防止の手法、切り欠き等の加工その他の仕様を当職宛て情報提供するとともに見本を提出すること。
- (3) 手帳の表題は「障害者手帳」とする。また、手帳に記載する事項は、氏名、住所、生年月日、障害等級、手帳の交付番号、交付年月日及び有効期限とする。(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第25条第1項)
- (4) 手帳に記載する手帳の交付日は、市町村長が申請書を受理した日とし、手帳に記載する手帳の有効期限は、交付日から2年が経過する日の属する月の末日とする。
- (5) 手帳には、当該手帳の交付を受けた者の写真を表示するものとする。ただし、申請者が写真の表示に応じられない場合は、写真の表示がないことで受けられるサービスに差異が生じることがあり得ることを説明した上で、やむを得ない理由がある場合として、写真を表示しないこととすることは差し支えない。
- (6) 手帳番号は、都道府県ごとに一連の番号とすること。
- 5 手帳の交付
  - (1) 手帳の交付は、その申請を受理した市町村長を経て申請者に対して交付する。 (令第6条の2)
    - なお、家族、医療機関職員等が受領の代行をすることは差し支えない。
  - (2) 手帳の交付申請を受理する際に、申請書控えや、交付が可能となる予定日を記入した申請受理書を交付しておき、手帳の交付に当たっては、それと引換えに交付するなどの方法により、受領者の身分確認に配慮する。
  - (3) 手帳の交付に際しては、各都道府県及び指定都市の精神保健福祉センター、保健所をはじめ各種施設の所在地及び電話番号や、手帳に関連して享受できる利益等について記載した資料を手帳とともに交付することが望ましい。
- 6 手帳の交付台帳
  - (1) 都道府県知事は、精神障害者保健福祉手帳交付台帳(以下「手帳交付台帳」という。)を備え、次の事項を記載するものとする。(令第7条第1項、規則第26条)
    - ア 精神障害者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
    - イ 障害等級
    - ウ 手帳の交付番号、交付年月日及び有効期限
    - エ 手帳の再交付をしたときはその年月日及び理由
    - オ その他必要な事項
  - (2) 手帳交付台帳の標準的な様式は、別紙様式6とする。
- 第3 手帳の更新、変更等
  - 1 手帳の更新

- (1) 手帳の有効期限は2年間であって、有効期間の延長を希望する者は、手帳の更新の手続を行うことが必要である。すなわち、手帳の交付を受けた者は、2年ごとに、障害等級に定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。(法第45条第2項)
- (2) 手帳の更新申請は、別紙様式1による申請書の所定欄に更新申請である旨を記載し、第2の1(2)の①又は②の書類及び障害等級の変更又は先に交付した手帳の有効期限の更新欄に余白がなくなった場合は③の書類を添えて、申請者の居住地を管轄する市町村長を経て、都道府県知事に提出することにより行う。(令第8条第1項)
- (3) 手帳の更新申請は、手帳の有効期限の日の3か月前から行うことができる。(規則第28条第2項)

なお、有効期限を超過している場合も、手帳の更新申請を行うことができる。

- (4) 手帳の更新申請に基づく判定は、医師の診断書による申請については、精神保健福祉センターにおいて判定を行い、年金証書等の写しによる申請については、 精神保健福祉センターにおける判定を要しない。
- (5) 都道府県知事は、更新申請を行った者が、第2の2(1)の障害等級に定める精神 障害の状態にあると認めたときは、市町村長を経由して、次の①又は②のいずれ かにより、手帳の更新を行う。(令第8条第2項、第3項)
  - ① その者の手帳に更新後の有効期限を記載し、その者に返還する。
  - ② 障害等級が変更した場合又は有効期限の更新欄がなくなった場合には、先に交付した手帳と引換えに新たな手帳を交付する。この場合において、手帳番号及び手帳交付日は、先に交付した手帳と同一とし、写真は更新申請時に提出されたものを貼付する。
- (6) 更新後の有効期限は、更新前の有効期限の2年後の日とする。
- (7) 手帳の更新を行った場合、都道府県知事は、手帳交付台帳に必要な事項を記載する。
- (8) 更新申請の際に手帳を添付させる必要は無く、更新を認める決定をした後に、 市町村長において実際に手帳の更新を行う際に手帳を提出させることで足りるものであり、申請者が手元に手帳を有しない期間が長く生じないよう配慮する。
- (9) 都道府県知事は、手帳を更新しない旨の決定をしたときは、速やかにその旨を申請者に通知しなければならない。(法第45条第5項) 通知の様式は、別紙様式3とし、居住地の市町村長を経由して通知する。
- 2 氏名の変更及び都道府県の区域内の住所変更の届出
- (1) 手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一都道府県の区域内に おいて居住地を変更したときは、30日以内に、手帳を添えて、その居住地を管轄 する市町村長を経て、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。(令第 7条第2項)

届出の様式は、別紙様式7とする。

(2) 市町村長は、前項の届出を受理したときは、手帳に変更内容を記載した上で、その者に返還し、かつ、届出書にその旨を付記して、都道府県知事に送付するも

のとする。(令第7条第3項)

また、都道府県知事は、手帳交付台帳に必要な事項を記載する。

- 3 都道府県の区域を越える住所変更の届出
  - (1) 手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移したときは、30日以内に、新居住地を管轄する市町村長を経て、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。(令第7条第4項)

届出に当たっては、別紙様式7による届出を行うとともに、別紙様式1による 手帳の交付申請(都道府県間の居住地変更による手帳交付の申請)を行うものと する。

(2) 都道府県知事は、前項の届出を受理したときは、旧居住地の都道府県知事にその旨を通知するとともに、手帳交付台帳に必要な事項を記載した上で、届出を受理した市町村長を経由して、旧居住地で交付された手帳と引換えに、新たな手帳をその者に交付するものとする。(令第7条第5項)

この場合、手帳の障害等級及び有効期限は、旧居住地で交付された手帳と同一とし、精神障害者の写真、手帳番号及び手帳の交付日は、新たなものとする。

- 4 障害等級の変更申請
  - (1) 手帳の交付を受けた者は、手帳の有効期限の期間内であっても、その精神障害の状態が重くなった(又は軽くなった)ことにより、手帳に記載された障害等級以外の障害等級に該当するに至ったと考えるときは、障害等級の変更の申請を行い、判定を求めることができる。(令第9条第1項)
  - (2) 障害等級の変更申請は、別紙様式1による申請書の所定欄に障害等級の変更申請である旨を記載し、第2の1(2)の①又は②の書類及び③の書類を添えて、その居住地を管轄する市町村長を経て、都道府県知事に提出することにより行う。(令第9条第3項)
  - (3) 障害等級の変更申請に基づく判定は、医師の診断書による申請については、精神保健福祉センターにおいて判定を行い、年金証書等の写しによる申請については、精神保健福祉センターにおける判定を要しない。
  - (4) 都道府県知事は、障害等級の変更を認めたときは、市町村長を経由して、先に交付した手帳と引換えに新たに手帳を交付する。(令第9条第2項、第3項) この場合において、手帳番号及び手帳交付日は、先に交付した手帳と同一とし、 写真は変更申請時に提出されたものを貼付する。
  - (5) 障害等級の変更後の手帳の有効期限は、変更決定を行った日から2年が経過する日の属する月の末日とする。
  - (6) 障害等級の変更を行った場合、都道府県知事は、手帳交付台帳に必要な事項を記載する。
- 5 手帳の再交付
  - (1) 都道府県知事は、手帳を破り、汚し、又は紛失した者から手帳の再交付の申請があったときは、手帳を交付しなければならない。(令第10条第1項)
  - (2) 手帳の再交付申請は、別紙様式7により、その居住地を管轄する市町村長を経て、都道府県知事に対して行う。(令第10条第3項)

- (3) 前項の申請があったときは、都道府県知事は、その居住地を管轄する市町村長を経て、その手帳と引換えに新たな手帳を交付する。 (令第10条第3項) 手帳を破り、又は汚した者に対して新たな手帳を交付する場合は、先に交付した手帳と引換えに新たな手帳を交付する。
- (4) 紛失により手帳の再交付を受けた者が、紛失した手帳を発見したときは、速やかにこれをその居住地を管轄する市町村長を経て、都道府県知事に返還しなければならない。(令第10条第2項)
- (5) 有効期限が残存している別紙様式4の例による手帳から別紙様式5の例による手帳へ変更を希望する者は、別紙様式7に本人の写真(申請前1年以内に上半身脱帽で撮影されたもの。)を添えて、その居住地を管轄する市町村長を経て、都道府県知事に申請を行う。この場合において、新たに交付する手帳の手帳番号、手帳交付日及び有効期限は、先に交付した手帳と同一とし、写真は変更申請時に提出されたものを貼付する。

#### 6 手帳の返還等

- (1) 手帳の交付を受けた者は、第2の2(1)の障害等級に定める精神障害の状態がなくなったときは、速やかに、当該手帳に記載された居住地を管轄する市町村長を経て、都道府県に返還しなければならない。(法第45条の2第1項、令第10条の2第2項)
- (2) 都道府県知事は、手帳の交付を受けた者について、第2の2(1)の障害等級に定める精神障害の状態がなくなったと認めるときは、その者に対し手帳の返還を命ずることができる。(法第45条の2第3項)
- (3) 前項により手帳の返還を命じようとするときは、あらかじめ精神保健指定医による診察を行わなければならない。(法第45条の2第4項)
- (4) (2)により手帳の返還を命じようとする場合の対応は以下によること。
  - ア 都道府県知事が、精神科病院への立入りを行ったなどにより、障害等級に定める精神障害の状態でないことが著しく疑われる者又は偽りその他不正の行為によって手帳を取得したことが著しく疑われる者にあっては、あらかじめ別紙様式8により診察を行う日時等を本人に通知した上で、指定医による診察を実施すること。なお、診断書の様式は別紙様式2とする。
  - イ アにより診察を行う旨を通知したにもかかわらず、これに応じない場合には、 期限を定めて再度診察を受けるように督促すること。
- (5) 都道府県知事は、指定医の診察の結果を踏まえ、精神保健福祉センターにおいて審査を行い、その者が第2の2(1)の障害等級に定める精神障害の状態でないと認めた場合には、手帳の返還を命ずることができる。ただし、手帳の返還を命ずる場合には、別紙様式9により、命令の理由を付して行わなければならない。(法第45条の2第3項、第5項)

# 7 その他

(1) 手帳の交付を受けた者が死亡したときは、戸籍法第87条の規定による届出義務

者は、速やかに当該手帳を、手帳に記載された居住地の市町村長を経て、都道府 県知事に返還しなければならない。(令第10条の2第1項)

- (2) 都道府県知事は、次の場合には、手帳交付台帳からその手帳に関する記載事項を消除するものとする。(令第7条第6項)
  - ① 障害等級に定める精神障害の状態でなくなったことにより、手帳の返還を受けたとき。
  - ② 手帳の交付を受けた者が死亡したために、手帳の返還を受けたとき。
  - ③ 手帳の返還は無いが、手帳の交付を受けた者の死亡が判明したとき。
  - ④ 法第45条の2第3項の規定により、手帳の返還を命じたとき。
  - ⑤ 他の都道府県から、都道府県の区域を越える居住地の変更の通知を受けたとき。
- (3) 手帳の交付を受けた者は、手帳を譲渡し、又は貸与してはならない。 (法第45条の2第2項)

## 第4 手帳に基づく各種の援助施策の拡充について

1 税制との関係

地方税法施行令、所得税法施行令及び法人税法施行令について、障害者控除等の税制措置の対象となる精神障害者の範囲は、手帳の交付を受けている者(特別障害者にあっては手帳に障害等級が1級である者として記載されている者)とする。 なお、税制との関係については、別に通知する。

- 2 生活保護との関係
  - (1) 生活保護法の障害者加算の認定に係る障害の程度の判定については、従来の障害年金証書の写し又は医師の診断書による判定に加えて、手帳の交付又は更新の年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けてから1年6月を経過している者については、手帳による判定もできることとなる(ただし、手帳の障害等級が1級又は2級である者に限る。)。
  - (2) 生活保護法の障害者加算の認定に当たっての手帳の利用については、別に通知する。
- 3 各種の援助施策の拡充について

身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けた者については、公共交通機関の運賃割引、公共施設の利用料割引、公営住宅に係る優遇等の各種の支援策が行われているところである。

手帳制度は、身体障害者手帳や療育手帳と同様、関係各方面の協力により各種の支援策を促進し、もって精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とするものであるので、各地方自治体においても、その趣旨を踏まえ、関係各方面の協力を得て、手帳に基づく各種の援助施策の拡充に努めるよう、特段のご尽力を図られたい。